

**日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正に
ついて（趣旨）**

1. 目的・理由

令和7年第3回日田市議会定例会に提出した「日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、改正条例を公布したことを踏まえ、所要の措置を講ずること。

2. 内容

- (1) 本市の独自利用事務を定める番号条例別表第1において、当該事務の内容に関連し本規則に委任している事項に係る規定を追加すること。
- (2) 実施機関（市長及び教育委員会）内で庁内連携を行い利用する特定個人情報等を定める番号条例別表第2において、当該情報等の内容に関連し本規則に委任している事項に係る規定を追加すること。
- (3) 実施機関（市長及び教育委員会）が機関連携を行い相互に提供する特定個人情報等を定める番号条例別表第3において、当該情報等の内容に関連し本規則に委任している事項に係る規定を追加すること。

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であるため。